

自転車用ヘルメット購入支援事業の実施

令和5年4月に道路交通法の一部改正により、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化されましたが、着用が浸透していない状況であることから、特に着用率の低い高校生等と死傷者数の多い65歳以上の市民の方で、自転車用ヘルメットを新品で購入された方を対象に、購入金額の一部を補助します。

- 1 申請期間 令和6年1月4日から令和7年3月31日まで
- 2 対象者 千曲市に住民登録がある方で、次の方を対象とします。
 - ・高校生等(年度末に年齢が16歳から18歳になる方)
 - ・高齢者(年度末に年齢が65歳以上になる方)
- 3 対象期間 令和5年4月1日から令和7年3月31日の間に新品の安全基準を満たす自転車用ヘルメットを購入したもの
※令和6年1月以降にヘルメットを購入した方については、90日以内に申請が必要となります。
- 4 事業概要 新品の自転車用ヘルメット1個につき、購入金額の半額(上限2,000円)を補助します。
※助成対象者1人につき1個までが対象となります。

本件に関する問い合わせ先

千曲市市民環境部 市民生活課 市民生活係 (課長)宮原正浩 (担当者)係長 中山秀一
電話(代表)026-273-1111(内線2242) メールアドレス seikan@city.chikuma.lg.jp



自転車用

ヘルメットの購入を補助します！

申請期間

令和6年1月4日(木)

～令和7年3月31日 <必着>

補助対象者

千曲市に住民登録のある

- ・高校生等(年度末に年齢が16歳から18歳になる方)
- ・高齢者(年度末に年齢が65歳以上にある方)

補助額

- ・購入金額の1/2以内(上限2,000円)
- ・補助対象者1人につき1個まで

対象となるヘルメット

以下のいずれかのマークの表示がある新品の自転車用ヘルメット

①SGマーク ②JCFマーク ③CEマーク ④GSマーク ⑤CPSCマーク

※令和5年4月1日以降購入したヘルメットが対象となります。

店舗等で補助対象となる新品のヘルメットを購入し、領収証等を受取り



QRコード ←ウェブサイトから申請書などダウンロード

交付申請書・交付請求書を作成し、領収書等の写しを添付の上、郵送により提出

交付決定通知書兼確定通知書が到着

指定口座へ補助金を振込み

提出先

〒387-8511 千曲市杭瀬下二丁目1番地 千曲市市民生活課
または 上山田戸倉出張所

お問い合わせ 千曲市市民生活課 TEL026-273-1111(内線2242)